

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

示

土地改良区の役員の就退任（三件）
土地改良区の役員の退任

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良区の定款の変更の認可

新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定（二件）

開発行為に関する工事の完了

廃川敷地の生成

◇ 公 告

告

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第八百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大伊土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

| | | |
|-----|---------|--------------|
| 理 事 | 前 田 義 孝 | 八頭郡船岡町大字殿五三九 |
| 林 | 正 法 | 大字下野一六九 |
| 青 木 | 信 蔵 | 大字塩上二五三 |
| 山 根 | 正 司 | 大字殿五六三 |
| 岸 本 | 誠 | 大字水口二二二 |
| 藤 田 | 和 博 | 大字橋本四六 |
| 柿 本 | 音 一 | 大字下野八八八 |
| 田 中 | 武 志 | 大字殿二二二 |
| 山 本 | 聰 | 大字水口二二三 |
| 堀 場 | 敦 | 大字塩上二三四 |
| 藤 田 | 和 昭 | 大字橋本二一七 |
| 林 | 寅 男 | 大字下野五一七 |
| 山 本 | 隆 男 | 大字橋本五三八 |
| 岸 本 | 万寿男 | 大字水口二三〇 |
| 山 本 | 正 之 | 大字殿三二七一二 |

昭和五十八年八月二十七日退任

| | | |
|-------|--------|---------|
| 監事 | 前田 優 | 大字下野三六九 |
| 山本 清治 | 大字殿三八一 | |
| 谷本 幸雄 | 大字水口八九 | |
| 浦林 寿男 | 大字下野一三 | |

就任した役員の氏名及び住所

| | | |
|--------|----------|--------------|
| 理事 | 前田 義孝 | 八頭郡船岡町大字殿五三九 |
| 林 正法 | 大字下野一六九 | |
| 青木 信蔵 | 大字塩上二五三 | |
| 山根 正司 | 大字殿五六三 | |
| 岸本 誠 | 大字水口二二二 | |
| 藤田 和博 | 大字橋本四六 | |
| 柿本 音一 | 大字下野八八八 | |
| 田中 武志 | 大字殿二二二 | |
| 山本 聰 | 大字水口二一三 | |
| 堀場 敦 | 大字塩上二三四 | |
| 藤田 和昭 | 大字橋本二一七 | |
| 林 寅男 | 大字下野五一七 | |
| 山本 隆男 | 大字橋本五三八 | |
| 岸本 万寿男 | 大字水口二三〇 | |
| 山本 正之 | 大字殿三二七―二 | |
| 前田 優 | 大字下野三六九 | |
| 山本 清治 | 大字殿三八一 | |

| | |
|-------|--------|
| 谷本 幸雄 | 大字水口八九 |
| 浦林 寿男 | 大字下野一三 |

昭和五十八年八月二十八日就任 任期三年

鳥取県告示第八百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

| | | |
|-------|-----------|---------------|
| 理事 | 前田 正二 | 東伯郡東伯町大字中尾一六六 |
| 松本 清美 | 大字三保一四六 | |
| 仲田 進 | 大字杉地三三四 | |
| 小倉 克巳 | 大字美好一四二―一 | |
| 丸山 一成 | 大字下大江三二九 | |
| 吉田 六彦 | 大字浦安二三七 | |
| 吉田 克文 | 三七二 | |
| 山田 敬介 | 大字下伊勢四六七 | |
| 川西 義男 | 大字逢東五三八 | |
| 黒田 擴 | 一三九 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|--------|----------|------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------------|---------|-------|
| 池口正二 | 前田徳光 | 大橋儀重 | 川本廸藏 | 池口宏 | 盛山孝明 | 池本剛雄 | 藤本昭之 | 大西義人 | 吉田昌昭 | 松信一壽 | 川崎昭博 | 米田聰明 | 高野貞夫 | 山本一雄 | 生田續壽 | 黒松幸信 | 山本榮徳 | 山下善男 | 横山久雄 | 藤原勤 | 三浦益雄 | 椎本 仵 | 栗本數雄 |
| 大字光好四六一 | 大字中尾一六四 | 大字浦安三五三 | 大字三保三九四 | 大字宮場一六四 | 大字槻下七八三 | 大字上伊勢九〇 | 大字下伊勢五三九一 | 大字槻下六四 | 大字勤二四六一五 | 八四〇 | 大字法万 一七七 | 大字八反田一四六 | 大字別宮六六四 | 大字矢下五九八 | 大字古長三六二 | 大字金屋三三三 | 大字杉下一八一 | 大字森藤一二八 | 大字光好六三四 | 東伯町大字勤七〇 | 大柴町大字大谷二一一二一七六 | 大字丸尾五三一 | 大字保五七 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|----------|------------|----------------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|---------|-------|------|---------|------|----------|---------|---------|---------|---------|---------------|----|---------------|----------------|
| 松田進八郎 | 渡邊仙之助 | 古谷範繁 | 三浦益雄 | 山本一雄 | 松信一壽 | 山下善男 | 吉田昌昭 | 丸山一成 | 小倉克巳 | 椎本 仵 | 乘本數雄 | 吉田六彦 | 吉田克文 | 藤本昭之 | 山田敬介 | 池本剛雄 | 盛山孝明 | 仲田進 | 川西義男 | 前田正二 | 理事 | 就任した役員の氏名及び住所 | 昭和五十八年八月二十六日退任 |
| 大字逢東一七一 | 大字金屋三六四一 | 東伯町大字槻下一二九 | 大柴町大字大谷二一一二一七六 | 大字矢下五九八 | 大字法万八四〇 | 大字森藤一二八 | 大字勤二四六一五 | 大字下大江三二九 | 大字美好一四二一 | 大字丸尾五三一 | 大字保五七 | 二三七 | 大字浦安三七二 | 五三九一 | 大字下伊勢四六七 | 大字上伊勢九〇 | 大字槻下七八三 | 大字杉地三三四 | 大字逢東五三八 | 東伯郡東伯町大字中尾一六六 | | | |

| | |
|--------|----------|
| 川本 勉藏 | 大字三保三九四 |
| 石橋 純之助 | 大字勤七四 |
| 岩本 公夫 | 大字杉下二一一 |
| 杉本 太郎 | 大字光好三五九 |
| 中本 雅胤 | 大字法万二〇一 |
| 池口 宏 | 大字宮場一六四 |
| 生田 博義 | 大字古長三七六 |
| 山根 徳太郎 | 大字別宮三三四 |
| 谷田 巖 | 大字下伊勢五五九 |
| 池口 正二 | 大字光好四六一 |
| 前田 徳光 | 大字中尾一六四 |
| 森本 敏光 | 大字三保一五七 |
| 米田 聡明 | 大字八反田一四六 |

昭和五十八年八月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第八百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり社土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 理事 | 長谷川 陽治 | 八頭郡用瀬町大字屋住二七六 |
| 坂本 馨 | 大字安蔵一〇〇八一 | |
| 長戸 信勝 | 一三九 | |
| 大家 繁博 | 大字江波六六四 | |
| 加賀田 収 | 大字金屋一九七 | |
| 加賀田 義雄 | 一五九 | |
| 岸本 實 | 大字安蔵一〇四九 | |
| 岸 森恒夫 | 大字家奥一〇四 | |
| 鈴木 義明 | 大字古用瀬三二八 | |
| 徳中 章二 | 大字江波六八一 | |
| 永田 章二 | 大字安蔵二八二 | |
| 福本 拙男 | 大字古用瀬三四三 | |
| 藤原 貞夫 | 大字屋住四三二一一 | |
| 古田 正男 | 大字古用瀬四二五 | |
| 前田 欣也 | 大字安蔵七二七 | |
| 前田 喜道 | 大字川中一四六 | |
| 森下 清治 | 大字家奥八八 | |
| 森 重市 | 一二九 | |
| 五利江 勝義 | 大字金屋八七 | |
| 加賀田 一男 | 大字安蔵九三九 | |
| 昭和三十八年九月三日退任 | | |
| 就任した役員の氏名及び住所 | | |
| 理事 長谷川 陽治 | 八頭郡用瀬町大字屋住二七六 | |

| | |
|--------|-----------|
| 坂本 馨 | 大字安蔵一〇〇八一 |
| 長戸 信勝 | 一三九 |
| 大家 繁博 | 大字江波六六四 |
| 加賀田 収 | 大字金屋一九七 |
| 加賀田 義雄 | 一五九 |
| 岸本 實 | 大字安蔵一〇四九 |
| 岸森 恒夫 | 大字家奥一〇四 |
| 鈴木 義明 | 大字古用瀬三二八 |
| 徳中 章二 | 大字江波六八一 |
| 永田 章二 | 大字安蔵二八二 |
| 福本 拙男 | 大字古用瀬三四三 |
| 藤原 貞夫 | 大字屋住四三二一 |
| 古田 正男 | 大字古用瀬四二五 |
| 前田 欣也 | 大字安蔵七二七 |
| 前田 喜道 | 大字川中一四六 |
| 森下 清治 | 大字家奥八八 |
| 森 重市 | 一二九 |
| 五利江 勝義 | 大字金屋八七 |
| 加賀田 一男 | 大字安蔵九三九 |

昭和五十八年九月四日就任 任期四年

鳥取県告示第八百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員が退任した旨の届出があ

つたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山 脇 辰 夫 倉吉市不入岡七二七

昭和五十八年八月三十一日退任

鳥取県告示第八百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八東土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 次

| | |
|-----|----------------|
| 理事 | 西村 一正 |
| 変更前 | 八頭郡八東町大字日下部二九二 |
| 変更後 | 八頭郡八東町大字日下部四六五 |

鳥取県告示第八百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大原土地改良区の定款の変更を昭和五十八年十月六日認可したの

で、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百七十三号

昭和五十八年八月十日付けで米子市四ヶ村堰土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（南部地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び米子市中町二〇 米子市四ヶ村堰土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十四号

昭和五十八年七月二十一日付けで会見町から申請のあつた土地改良（会見（田住）地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十五号

昭和五十八年七月二十一日付けで会見町から申請のあつた土地改良（会見（朝金）地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第

五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年八月十二日鳥取県指令受都計第七十五号
二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市伏野字渡り上り二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町七二四

鳥取県経済農業協同組合連合会

会長理事 磯 江 義 博

鳥取県告示第八百七十七号

河川区域の変更に、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木出張所に備えて縦覧に供する。

昭和五十八年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

天神川水系に係る一級河川小鴨川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十八年十月十一日

三 廃川敷地の位置

東伯郡関金町大字今西字龍ノ前一一六〇地先から同字龍ノ下一一八二―一八地先まで

四 陸川敷地の種類及び数量
土 俣 七、九六六・四二五方メートル

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）
第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会
を次のとおり開催する。

昭和58年10月11日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

1 受講対象者

- 鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
 - ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
 - イ 所持許可の更新を受けようとする者又は買換え等で新たな猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者
 - ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者
- 2 開催の日時及び場所

| 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|------------------------------------|-------------------------------------|---|
| 昭和58年11月2日 午後1時30分から 午後4時まで | 倉吉市住吉町77 鳥取県 倉吉警察署会議室 | 倉吉及び八橋の各警察署の管内に 居住する者 |
| 昭和58年11月11日 午後1時30分から 午後4時まで | 米子市梳町一丁目151 鳥取県 米子警察署会議室 | 米子、境港、溝口及び黒坂の各警 察署の管内に居住する者 |
| 昭和58年11月24日 午後1時30分から 午後4時まで | 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 8階第28会議室 | 岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村 の各警察署の管内に居住する者 |
| 昭和58年12月7日 午後1時30分から 午後4時まで | 米子市梳町一丁目151 鳥取県 米子警察署会議室 | 米子、境港、溝口、黒坂及び八橋 の各警察署の管内に居住する者 |
| 昭和58年12月14日 午後1時30分から 午後4時まで | 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 8階第28会議室 | 岩美、鳥取、郡家、智頭浜村及び 倉吉の各警察署の管内に居住する 者 |

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間 2時間30分
- (2) 講習科目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講の申込み
 - 所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（1,500円）に相当する鳥
取県収入証紙を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を經由
して公安委員長に提出すること。